

## 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

平成24年10月12日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
第1条～第21条  (本文中に表示すべき項目と表示順)  第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。  (1)～(3)  (4)分配金等の実績当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。 併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。 <u>なお、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第28条の2に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。</u> <u>また、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第28条の3に規定する毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。</u>	第1条～第21条  (本文中に表示すべき項目と表示順)  第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。  (1)～(3)  (4)分配金等の実績当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。 併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。 <u><u>(新設)</u></u>
(5)～(18)  (19)長期修繕計画のために積立てた金銭　長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当	(5)～(18)  (19)長期修繕計画のために積立てた金銭　長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当

新	旧
<p>期以前 5 期以上の営業期間（営業期間が 6 カ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間の期間における営業期間とする。）について、各期末における前期末の積立金銭高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p><u>なお、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 28 条の 2 に規定する毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第 5 号に規定する事項について注記等を行うものとする。</u></p>	<p>期以前 5 期以上の営業期間（営業期間が 6 カ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間の期間における営業期間とする。）について、各期末における前期末の積立金銭高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
(20) ~ (31)  第 23 条～第 25 条  (本文中に表示すべき項目と表示順)  第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。	(20) ~ (31)  第23条～第25条  (本文中に表示すべき項目と表示順)  第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。
(1) ~ (3)  (4) 分配金等の実績当期以前 5 期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。  <u>なお、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 43 条の 2 に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第 4 号に規定する事項について注記等を行うものとする。</u>  <u>また、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 43 条の 3 に規定する毎期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。</u>	(1) ~ (3)  (4) 分配金等の実績当期以前 5 期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。  <u>(新設)</u>
(5) ~ (18)  (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前 5 期以上の営業期間（営業期間が 6 カ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間の期	(5) ~ (18)  (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前 5 期以上の営業期間（営業期間が 6 カ月未満のものは、作成期末から過去 5 年間の期

新	旧
<p>間における営業期間とする。)について、各期末における前期末の積立金銭高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p><u>なお、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第43条の2に規定する毎期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>間における営業期間とする。)について、各期末における前期末の積立金銭高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
附則	(同左)
この改正は、平成24年 月 日から実施する。	